

# 梅ヶ枝中央会計

## 事業承継における議決権の集中等

Q 事業承継上遺留分の侵害の可能性がある場合の対策は？

A 民法の特例制度の活用が有効です。他、属人的種類株式・議決権制限株式・相続人に対する株式売渡請求制度の活用も有効です。

また、みなし配当対策を活用した、議決権比率の調整も有効です。

【民法の特例制度】…資産管理会社にも適用可能。

・対象となる中法企業者の範囲

医療法人や社会福祉法人、外国会社は法における中小企業者には該当しません。(法第2条、施行令、施行規則第1条第1項)(以下、中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル平成25年4月改訂より抜粋)。

また、上場会社等は除かれます。

・特例の概要

後継者が先代経営者からの贈与等により取得した自社株式(完全無議決権株式を除く。)又は持分について、先代経営者の推定相続人全員の合意を前提として、次の2つの特例制度を創設しました。

	資本金	従業員数
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

## 【属人的種類株式】

会社法では株式譲渡制限会社においては、これまでの有限会社と同様に、剰余金の配当・残余財産分配権・議決権について株主ごとに異なる取扱いをすることを定款に定めることができます。この株式も内容の異なる種類株式となり、属人的種類株式といわれます。

株主の異なるごとの取扱いには、例えば次のようなものがあります。

- (1) 剰余金の分配: 所有株式数によらず「頭割り」で分配する。
- (2) 残余財産の分配: 所有株式数によらず「頭割り」で分配する。
- (3) 議決権: 1株に総議決件数の過半数の議決権を与える。

一定数以上の株式を有する株主については、議決権を制限する。

例えば、後継者に「1株に総議決権の過半数の議決権を与える」内容の株式を取得する権利(ストックオプション)を与えたとしますと、後継者へ議決権を集中させることができ、事業承継対策に大きな効果があります。

ただし、特殊決議(総株主の過半数、かつ総株主の議決権の4分の3以上の賛成)が必要となります。

## 【議決権制限株式の活用】

株主総会の全部または一部の事項について、議決権を行使できない株式をいいます。特に総会のすべての事項について議決権を有しない株式を「完全無議決権株式」といいます。議決権の制限に関しては、例えば次のような種類のさまざまな要素が混合された株式が考えられます。(特別決議)

- (1) 配当優先無議決権株式([イ]無配当の場合に議決権を復活させるもの、[ロ]無配当の場合でも議決権が復活しないもの、どちらも可能である)
- (2) 配当優先のない無議決権株式
- (3) 利益処分案など、一部の議案についてのみ議決権を有する株式
- (4) 残余財産の分配について、優先権のある無議決権株式

## 【相続人に対する株式売渡請求制度の活用】

相続人等に対する株式の売渡請求とは譲渡制限株式につき、定款に定めを設けることで、相続・合併・分割等で株式が一般承継された場合に、その承継した者に対し、当該株式を売り渡すよう請求することができる制度です。

ただし、オーナーの相続発生時に、少数株主である経営陣がオーナー株式を買い取るおそれがあることと、売渡請求は分配可能額の範囲内でしか行うことができないことに留意が必要です。

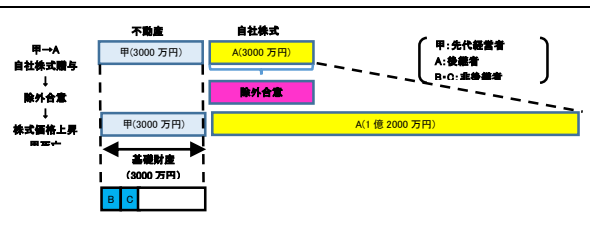
## 【みなし配当対策を活用した議決権比率の調整】

非上場株式を相続した個人が、相続税の申告期限から3年以内に発行会社に相続株式を売却した場合(いわゆる金庫株の活用)、みなし配当課税(最高50%の累進課税)でなく、譲渡益全体について譲渡益課税(20%)が適用されます

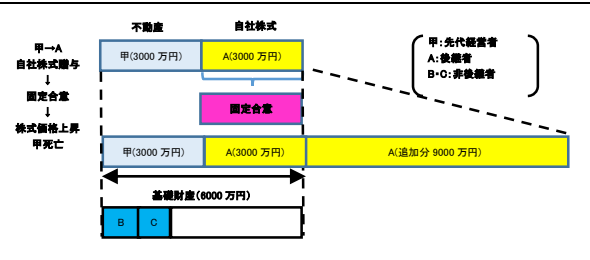
また、自社株に係る相続税の額が、会社に譲渡した自社株の発行済株式総数に占める。比率に応じ、取得費に加算される特例が利用できます。

従って、相続税の支払いに充当するよう、承継者以外の者が会社に自己株式を売却するシミュレーションも有効となります。

**除外合意**  
株式等を除外合意の対象とすれば、遺留分算定基礎財産に算入されなくなり、遺留分減殺請求の対象にもなりません。



**固定合意**  
株式等を固定合意の対象とすれば、遺留分算定基礎財産に算入すべき価額が固定され、価値上昇分は遺留分算定基礎財産に算入されなくなります。



経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可を受けることによって、当該合意の効力が発生します。